

◆よくあるご質問について

区 分	質 問	回 答
概要・開始・終了年齢	3歳から5歳までの無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	終了時期は、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月31日までです。 開始年齢は、以下の通り利用している施設や種類によって異なります。 【保育所・認定こども園（教育・保育給付第2・3号認定）等】 満3歳になった最初の4月から（3歳クラス（年少クラス）から）が対象です。なお、0歳クラスから2歳クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯の利用料が無償化されます。 【施設型給付幼稚園・認定こども園（教育・保育給付第1号認定）】 満3歳になった日からが対象です。 【私学助成幼稚園】 満3歳になった日からが対象です。 【幼稚園の預かり保育事業】 「保育の必要性」がある場合、満3歳になった最初の4月から（3歳クラス（年少クラス）から）は月額上限1.23万円の給付を受けられます。2歳クラスにいる3歳のお誕生日を迎えている子どもについては、住民税非課税世帯に限り、月額上限1.77万円の給付を受けられます。
	満3歳児とは、どのような子どものことですか？	2019年（平成31年）4月1日時点では2歳で、その後3歳に達した以後の最初の3月31日までの子どもです。（2歳クラスにいる3歳のお誕生日を迎えている子ども）
保育所等	保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は無償化の対象になりますか。	延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。
幼稚園全般	施設型給付幼稚園と、私学助成幼稚園では、無償化の上限額に違いはありますか。	施設型給付幼稚園（新制度移行幼稚園）は、保育料の全額が無償化となります。私学助成幼稚園（新制度未移行幼稚園）の場合は、月額2.80万円を上限として無償となります。
私学助成幼稚園	入園料は無償化の対象になりますか。	これまでも就園奨励費の補助対象とされてきたため、入園料も上限月額2.80万円の範囲内で無償化の対象に含まれます。 ただし、制服費やPTA会費、記念写真代など、通常教育・保育に要する費用とはいえない性質のものが入園料の中に含まれている場合、その部分については無償化の対象とはなりません。
	入園料を入園前までに徴収している場合、無償化の対象となりますか。この場合、入園料の月額はどうに算定するのですか。	入園料を入園前に支払った場合であっても、無償化の対象となり、入園料の月額換算額は、支払った入園料を入園初年度の在籍月数でわることにより算定します。逆に、入園料の支払いが入園後5月以降であっても、4月から入園している場合は、4月を含めた入園初年度の在籍月数で月額換算額を算定します。
	入園初年度の月途中に入・退園した場合、入園料の上限月額はどうに算定するのですか。	月途中に園児が入・退園した場合、無償化の月額上限額は、その入・退園月における入園以降の開所日数や退園までの開所日数に応じて日割り計算を行います。入園料の月額換算額については日割り計算を行う必要はありません。
	入園初年度に園児が休学した場合、入園料の月額を算定する際の在籍月数に休学期間は含めるのですか。	園児が病気や怪我等の理由により長期間にわたり継続的に休学している場合、その休学期間は「利用」に当たらないため、無償化の対象から除外します。同様に、入園初年度に園児が休学した場合も、休学期間は無償化の対象とはならず、入園料の月額は、支払った入園料を、休学期間を除く初年度の在籍月数でわることにより算定します。

区 分	質 問	回 答
預かり 保育	幼稚園の預かり保育事業について、夏休みや冬休み期間中の利用が月額上限額を超過する場合、月額上限額×12 か月の範囲内であれば、夏休みや冬休みの超過分を補填して支給されますか。	年単位（年度単位）ではなく、利用日数×日額単価（490 円）を計算した支給限度額（上限 1.23 万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合、他の月の上限額を超えなかった分で補填することはできません。
	保育の必要性を認定された住民税非課税世帯の子どもが、年度途中で3歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育事業は無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。	年度途中で満3歳となり幼稚園に入園した子どもが利用する預かり保育事業については、3歳から5歳までの場合と同じ日額単価（490 円）で、利用量に応じた支給額の計算を行います。その場合の上限額は、年度末まで変わらず月額 1.77 万円です。
	既に教育・保育給付第2・3号認定を取得した子どもが認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	既に教育・保育給付第2・3号認定を取得している場合、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等の無償化について、新たな認定を申請する必要はありません。この場合、現在取得している教育・保育給付第2・3号認定を施設等利用給付第2・3号認定とみなすこととしています。
認可外 保育施設	幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は無償化の対象となるのですか。	幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料は無償化の対象となります。さらに、認可外保育施設等を利用する場合についても、在籍する幼稚園が提供する預かり保育事業が一定の要件（以下①または②のいずれか）に該当する場合には、あわせて無償化の対象となります。 ①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満 ②年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満 この際、保育の必要性の認定を受けているお子さんが対象です。 幼稚園の預かり保育事業と認可外保育施設の利用料合算分のうち、3歳クラスから5歳クラスの場合は月額1.23万円を上限として、2歳クラス以下は住民税非課税世帯のみ月額1.77万円を上限として給付を受けられます。
	認可外保育施設の利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となるのですか。その際、教育・保育給付第2・3号認定の取得や保留通知が必要ですか。それとも施設等利用給付第2・3号認定を新たに取る必要がありますか。	既に保育所・認定こども園等の入所申込みを行って入所保留となっている方（教育・保育給付第2・3号認定を取得）も、保育の必要性はあるものの、認可保育所に入所することをあきらめ、利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用している方も無償化の対象です。後者の場合は、施設等利用給付の第2・3号認定の取得が必要です。
	認可外保育施設を利用する方への利用費の支払方法をなぜ償還払いとしているのですか。	認可外保育施設の利用者においては、複数の施設を利用する可能性もあることから、利用者の申請に基づき一括して清算できる償還払いの方式を採用しています。
	認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月極めではなく一時的な利用であっても利用費の給付を受けられるのですか。	月極めが一時的かといった利用形態に関わらず、保育所・認定こども園等を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、利用費の給付を受けられます。

区 分	質 問	回 答
一時保育等	一時預保育事業、病児・病後児デイケア事業、のびのび子育てサポート事業の利用料が無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか。	保育所・認定こども園等を利用していない方であって、保育の必要性がある場合は、施設等利用給付第2・3号認定を受けるための手続きが必要です。
	のびのび子育てサポート事業は、どのような内容が無償化の対象になりますか。	原則として、「預かり」が無償化の対象です。「預かり」と併せて利用される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから無償化の対象です。「送迎」のみの利用は無償化の対象外です。
その他	現行の保育所・認定こども園等の利用料多子軽減の制度は今後も続きますか。	利用者負担額の多子減免は、0歳～2歳クラスのお子さんに引き続き適用されます。これまでどおり多子を算定し、第2子は半額、第3子以降は無償となります。 <例①> 第1子が3歳クラス、第2子が1歳クラスの保育所に通っている場合 → 第1子は利用料無償、第2子は利用料半額 <例②> 第1子が4歳クラス、第2・3子が1歳クラスの保育所に通っている場合 → 第1子は利用料無償、第2子は利用料半額、第3子は利用料無料 (同時利用軽減制度により第1子が卒園するまで第2子の半額・第3子の無料は継続) <例③> 第1子が高校1年生(16歳)、第2子が小学校3年生(9歳)、第3子が2歳クラスの保育所に通っている場合 → 第3子の利用料は無料(これまでの世帯第3子以降無料制度により2歳クラスまで無料、今回の幼児教育・保育の無償化により3歳クラス以降無償)
	副食費が免除される世帯はどんな世帯ですか。	【保育所・認定こども園(2号で利用)の3歳クラス以上】年収360万円未満相当世帯と、小学校就学前児童から数えて第3子以降の子どもについては副食費が免除されます。 【施設型給付幼稚園・認定こども園(1号で利用)】年収360万円未満相当世帯と、小学校3年生から数えて第3子以降の子どもについては副食費が免除されます。 【私学助成幼稚園】年収360万円未満相当世帯と、小学校3年生から数えて第3子以降の子どもを対象に、月額5,100円を上限として給付費が支給されます。
	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も無償化の対象となりますか。	保育の必要性の認定がある場合は、居住している市町村とは異なる市町村の施設の利用についても、3歳クラスから5歳クラスまでの場合、月額4.03万円、0歳クラスから2歳クラスまでの住民税非課税世帯の場合、月額4.57万円を上限として、無償化の対象となります。
	居住している市町村とは異なる市町村の私学助成幼稚園を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	居住している市町村とは異なる市町村の私学助成幼稚園を利用した場合の保育料について、月額2.80万円を上限として給付を受けられます。また、保育の必要性の認定がある場合には、預かり保育事業についても月額1.23万円を上限に給付を受けられます。なお、2歳クラスで満3歳の誕生日を迎えているお子さんについては、住民税非課税世帯のみ預かり保育事業利用料無償化の対象となり月額1.77万円を上限に給付を受けられます。